

それでは、本日提出いたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議第66号は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童発達支援センターが行う相談、助言等の対象が拡大されたこと等から、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第67号は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに一定の要件を満たす指定共同生活援助事業者等が病院の敷地内において指定共同生活援助等の事業を行うことができることとされたこと等から、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第68号は、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防訪問介護および介護予防通所介護の事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されるとともに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、関係条例について改正を行おうとするものでございます。

次に、諮問案件でございます。

諮第1号は、退職手当の支給制限処分につきまして、被処分者から処分の取消を求める異議申立書が提出されましたので、決定を行うにあたり議会に諮問を行おうとするものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。